

## 仁愛大学同窓会 会則

(名称)

第1条 本会は、仁愛大学同窓会「世灯会」(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、福祉の向上を図り、あわせて、仁愛大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

- (1) 会員相互の連絡・親睦を図るための事業
- (2) 会報の発行並びに会員名簿の整備
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第4条 本会の事務局は仁愛大学内に置き、必要に応じ支部を置くことができる。

- 2 事務局は、本会の庶務および会計事務を管掌する。
- 3 事務局は、仁愛大学卒業生かつ仁愛学園職員を中心として組織する。

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員および特別会員とする。

- (1) 正会員
  - ①仁愛大学卒業生
  - ②仁愛大学大学院修了生
  - ③その他上記に準ずる者で、総会の承認を得た者
- (2) 特別会員 仁愛大学の教職員および旧教職員

(名誉会長)

第6条 本会に名誉会長を置く。名誉会長は学校法人福井仁愛学園 学園長を推戴する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置く。顧問は学長および副学長を推挙する。

(役員)

第8条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名
  - 2 会長および副会長は、役員会において正会員の中より推挙し、総会の決議により選出する。
  - 3 理事は、役員会において正会員の中から選出し、総会の承認をうける。
  - 4 監事は、役員会において正会員の中から選出し、総会の承認をうける。
  - 5 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは会長の職務を代行する。
- (3) 理事は、本会事業の運営にあたる。
- (4) 監事は、会計経理を監査する。

(役員会)

第10条 本会を運営するため、会長・副会長・理事をもって役員会を組織する。

なお大学が選任する教職員若干名が役員会に出席することができる。

- 2 役員会は必要に応じ、本会事業に関する諸般の事項を審議する。
- 3 役員会は構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない事情により出席できない場合には、あらかじめ委任状を議長に提出することにより出席に代えることができる。
- 4 役員会の議決は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(評議員)

第11条 評議員は各卒業年度正会員の中から在学時の学科ごとに選出する。

(総会)

第12条 会長は毎年1回総会を開き、事業計画ならびに予算、決算、その他の重要事項を審議する。但し、必要に応じ臨時に開催することができる。総会は評議員をもって組織することができる。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

- 2 正会員の会費は次のとおりとする。
  - (1) 終身会費 25,000円
- 3 大学院生で、既に終身会費を納入している場合は二重に納入しないものとする。
- 4 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費の徴収)

第14条 会費の徴収は、次の時期に一括納入するものとする。但し、退学等が生じた場合は、会費を返還する。

- (1) 学部生は在学中の4年次後期
- (2) 大学院生は在学中の2年次後期

附 則

1. この会則は、平成16年7月27日に制定し、平成17年4月1日から施行する。
2. 平成18年10月15日改正
3. 平成22年12月25日改正
4. 平成25年10月27日改正